
◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第6、議案第71号 松崎町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第71号は、松崎町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○10番（鈴木源一郎君） この条例改正は、今の私立聖和保育園の園に適用されるということになる条例ですか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 当町に保育園は聖和保育園しかありませんので、条例は聖和保育園に適用されるようになります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（福本栄一郎君） ちょっと1点教えてください。この新旧対照表の方に「保育の必要性の認定基準」とありますけれども、誰が認定するんですか。教えてください。

○健康福祉課長（高木和彦君） これは町長であります。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号 松崎町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての件
を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
